

静岡県告示第329号

静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく広告景観保全地区の指定（平成29年静岡県告示第759号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月17日

静岡県知事 川勝平太

別紙の1(1)ア(7)b中

「

ウ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの	(7) 突き出すもの a 高さは、地上5メートル以下であること。 b 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 c 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上であること。なお、歩道と車道の区別のない道路上では、広告物を表示してはならない。 d 個数は、1本につき1個であること。 (i) 巻き付けるもの a 高さは、地上5メートル以下であること。 b 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。
---	---

を

」

「

<p>ウ 電柱、街 灯柱その他 これらに類 するもの (消火栓標 識柱を除 く。)を利 用するもの</p>	<p>(7) 突き出すもの</p> <ul style="list-style-type: none">a 高さは、地上5メートル以下であること。b 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。c 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上であること。なお、歩道と車道の区別のない道路上では、広告物を表示してはならない。d 街灯柱を利用する場合の個数は、1本につき2個以内であること。e 街灯柱以外のものを利用する場合の個数は、1本につき1個であること。 <p>(8) 巻き付けるもの</p> <ul style="list-style-type: none">a 高さは、地上5メートル以下であること。b 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。
---	---

に改める。

」

附 則

この告示は、令和2年5月1日から施行する。